

令和2年第5回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年5月29日(金) 午後2時00分

場 所 表郷保健センター

2. 会議構成人員(11名)

出席農業委員(11名)

4番	小松勝恵委員	6番	橋本賢一委員
7番	樋口幹夫委員	8番	山内喜一委員
9番	深谷宏光委員	10番	早津和一委員
11番	山本繁夫委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	16番	秋元幸一委員
19番	矢野正則委員		

欠席農業委員(なし)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

5月も月末ということで、時期的には田植え作業等もみんな終わりました、ほっと一息しているところかなと拝察いたします。ちょっとした束の間の時間を割いていただきまして、本日は総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まずは、開会に先立ちまして1点お知らせでございます。本日の総会の開催通知でもご案内させていただいたところでございますが、職員の軽装、いわゆるクールビズの案内でございます。白河市では、夏季期間中の省エネルギー化を推進するとともに、健康管理や業務効率の向上を図ることを目的にしまして、9月30日までの期間において、ノー上着・ノーネクタイを基本とする軽装を励行しておりますので、皆様、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が7件、合わせて15件をご審議いただきます。

なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、先月の総会に引き続きまして、出席委員を減じて開催するものであります。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日の総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

局長からも話がありましたように、コロナ対策ということで本総会も4月から委員を減じて行っております。現在は、自粛という緊急事態に関してもちょっと制限が緩められたわけですが、その時点ではまだ何とも言えなかったのが、今月もこのような形での開催に至りました。

引き続いて今後もコロナ状況とか、そういうことも考え合わせて対応しなくてはいけないものと感じております。特に北九州辺りでは二次感染の疑いといった報道も出ておりますが、

6月、7月というふうなことになってきたときに、状況を見て、なるべく全委員が集められるように考えてみたいと思います。本総会に限らず集会に関しても自粛という形をとってきたわけですが、今後の状況次第かなと考えております。

本日は15件の審議であります。よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、異議なしのお声をいただきましたので、議事録署名人には、9番、深谷宏光委員、10番、早津和一委員の両名を指名いたします。

◎議案第1号

会 長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) 2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和2年5月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明させます。

事務局(真船主任主査) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局(真船主任主査) その1の申請について、地区担当、塩田農業委員、円谷推進委員

よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る5月23日、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局(真船主任主査) その2の申請について、地区担当、有賀農業委員、深谷推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る5月23日に譲渡人、譲受人に申請内容について電話で確認し、双方とも申請内容について問題ないということです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年5月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、5ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 斎藤推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局より説明させていただきます。

今回の申請について、5月19日に矢野委員、山本委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人が現地で立会い聞き取りを行った結果、申請内容について間違いがないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障がないとのことでございます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、10ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 鈴木實推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明させていただきます。

今回の申請について、5月16日に樋口委員と現地調査を行いました。同日、譲渡人、譲受

人に電話で聞き取りを行い、申請について間違いないとの確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、15ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) 邊見推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、5月17日に鈴木俊信委員と現地調査を行いました。同日、譲渡人、譲受人に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いないとの確認をしております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明願います。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、20ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地でございます。農用地は原則許可できませんが、例外規定の農業用施設事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） 深谷推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局より説明いたします。

今回の申請について、5月23日に有賀良雄委員と調査を行いました。同日、譲渡人、譲受人に電話で聞き取りを行い、申請について間違いのないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その4について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、25ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） 市川推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、5月17日に山内委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に5月19日に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いのないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、30ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) 鈴木滋夫推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、5月21日に橋本委員と現地調査を行いました。同日、設定人、被設定人に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いのないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について、原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

35ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、

審議するものとする。令和2年5月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明させます。

事務局（三浦副主査） それでは、38ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、5月11日に表郷金山地区担当委員の橋本委員、鈴木委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

続きまして、その他になりますが、ここで、先月の総会で事務局より説明があり、今年度から適宜実施していくことで決定しております非農地判断について、改めて事務局より実施の方法について説明させたいと思います。

事務局（三浦副主査） 昨年9月に実施していただいた利用状況調査で赤に判定された農地については、農業委員会においてその土地が農地か非農地かの判断を行うこととなっております。依頼については、現在依頼中ですが、地区担当委員さんに現地確認と、写真の撮影を行っていただき、結果をこちらで取りまとめまして、6月末の総会に議案として提出を予定しております。各地区10件前後で、全体で46件です。

なお、6月総会でご承認をいただきますと、所有者に非農地通知書を送付いたしまして、農業委員会の農地台帳の整理、法務局など関係機関へ情報提供を行うこととなっております。

以上です。

会 長 この件に関し、何かご意見ございませんか。

秋元委員。

秋元委員 16番、秋元でございます。

先ほどの説明の中で、現地の写真を撮るという形ですが、その写真はデータで送ればよろしいですか。それとも、印刷したものをお出しすればよろしいですか。

事務局（三浦副主査） 写真については、データでも、実際に現像したもの、プリントアウトしたもの、どのような形のものでも持ってきていただければ構いません。

会 長 そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 それでは、遊休農地解消に向けた非農地判断につきましては、来月の早い時期に案内があるとのことですので、委員各位のご協力をよろしくお願いします。

そのほか、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局のほうより連絡事項等々いろいろあります。局長からお願いします。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

まず1点目です。

令和2年度の農政関係の主要事業、これは本来ですと4月の総会が終わった後、農政課と農林整備課の職員に出席いただき、その場で主要事業の内容説明をしておりました。しかしながら、今年につきましては、コロナ感染症の予防対策を引き続き継続していかなければいけない状況で、委員さん方全員にお集まりいただくのが難しいと思っております。そこで、過日、5月20日付ですが、委員の皆様全員に農政課と農林整備課、A4の両面コピーの資料をお送りさせていただいたところでございます。お手数でも、詳細を聞きたいという場合には、担当までお問合せいただければ幸いです。

続きまして、2点目でございます。農業者年金に関するお知らせでございます。

今般、独立行政法人農業者年金基金より、今年度の農業者年金受給権者現況届に関する書類が直接受給者宛に送付されております。これは年金受給権者の方の受給資格の可否について毎年確認するためのものであり、現在、各庁舎と行政センターで6月末を提出期限として受付けを行っておるところでございます。

続いて、3点目でございます。

農作業中の熱中症対策でございます。近年、ご承知のように、全国的に熱中症による救急搬送が増えてございます。農作業中に熱中症で死亡するといった事故がここ10年間で約200件に及んでおり、福島県内においても死亡例が報告されているところであります。

皆さんベテランの方ばかりですので、今さら私から申し上げるのも失礼かと存じますが、今年は例年以上に厳しい暑さが続くことが予想されております。そこで、熱中症防止対策の3原則と言われておりますけれども、一つとしましては、のどの渇きに関係なく、こまめに水分補給をしてください。二つ目としましては、服装は通気性の良いものを選ぶなど、体温上昇を抑える工夫をしてください。例えば首のところに保冷材を巻いて作業するのも一つの方法かと思っております。三つ目としましては、適宜休憩を取ることです。休憩する際には日陰や屋内、こういったところで適度に休憩を取ってくださいというような3原則がございますので、こちらのほうお氣にかけていただいて、作業に取り組んでいただければと思っております。

最後でございますけれども、次回の総会の日程でございます。

今回は6月30日火曜日、午後2時より表郷保健センターでの開催となっております。

私からは以上です。続いて次長から報告があります。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、私のほうからご報告等させていただきます。

農業委員会活動記録簿についてお伝えします。

本年第3回総会において1年間分の記録用紙を配付し、4月から6月までの第1四半期活動の記録につきましては、6月末に回収させていただくことをお伝えしていたところであります。感染症拡大防止対策がとられている折、人との直接的な接触はできるだけ避けるという制限された委員活動となりますので、農地パトロールや電話を利用した活動等、今できる範囲で委員活動をお願いいたします。

なお、活動記録簿の用紙やファイルを紛失された方がいらっしゃいましたら再発行いたしますので、お手数でも事務局までご連絡願います。

以上です。

会 長 ほかに皆様からご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、以上をもちまして本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時50分)